

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定した県計画に基づき、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図ることを目的として、病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

- 2 この補助金は、「病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業実施要綱」に基づき実施する事業を交付の対象とする。

(事業者)

- 3 交付対象事業を実施できる者は、県内の都市医師会等とする。

(補助対象経費等)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、第2欄に定める基準額と比較して少ない額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円)以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受け

てはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 6 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号及び別表の第6欄に掲げる申請添付書類を知事に提出するものとする。

(事業内容の変更等の申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第2号及び別表の第6欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を知事に提出するものとする。

(補助事業の事前着手)

- 8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前記ただし書に該当する場合は、様式第5号を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(補助金の概算払)

- 9 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第6号を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第3号及び別表の第7欄に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補則)

- 11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (平成30年3月23日医第1347号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (令和2年3月20日医第1690号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。